

写

30 消安第 2008 号
平成 30 年 7 月 4 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

夏季休暇期間中における口蹄疫等の防疫対策の徹底について

口蹄疫、アフリカ豚コレラ等の家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 3 条の 2 第 1 項に基づく「特定家畜伝染病防疫指針」を作成している疾病に係る防疫対策については、同指針により、発生の予防及びまん延の防止のための措置を講じていただいているほか、出入国者数が増加するシーズンには、「ゴールデンウィークにおける口蹄疫等の防疫対策の徹底について」（平成 30 年 4 月 17 日付け 30 消安第 286 号農林水産省消費・安全局長通知）等により、畜産関係者に対する飼養衛生管理の遵守への指導や万が一の発生時におけるまん延防止対策等の対策の徹底をその都度お願いしてきたところです。

上記通知以降も、口蹄疫が中国において、アフリカ豚コレラがロシア、ポーランド、ハンガリー等の東欧において継続的に発生が確認されており、物や人の移動、野生動物等を介したまん延が危惧されているところです。

一方で、訪日外国人旅行者は年々増加し、本年も過去最高記録を更新するペースにあり、その旅行者の多くが中国や韓国をはじめとした東アジア地域の方々となっています。

このような現状を踏まえると、我が国への口蹄疫等の伝染病が侵入するリスクは依然として高い状況にあり、出入国者数が増大する夏季休暇期間中においては、緊張感をもって対応にあたることが重要と考えられます。

つきましては、これらのリスクへの対応について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり留意事項を示しますので、家畜の生産者を含めた、市町村、関係機関及び関係団体等に対し、改めて周知いただき、飼養衛生管理基準の遵守及び口蹄疫等の防疫対策に万全に期すよう指導の徹底をお願いいたします。

なお、夏季休暇期間中における動物検疫の強化については、「夏季休暇期間中における動物検疫の強化について」（平成 30 年 7 月 4 日付け農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長事務連絡）により法務省、外務省、財務省、厚生労働省及び国土交通省に対しても、別途協力依頼していることを申し添えます。

記

1 畜産関係者等の海外渡航の自粛等の指導の徹底について

畜産関係者に対しては、口蹄疫等の発生地域への渡航を可能な限り自粛するよう要請し、仮に渡航する場合には、以下の点に留意するよう指導すること。

(1) 渡航に当たっての留意事項

- ① 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。
- ② 動物（野生動物を含む。）との不要な接触は避けること。
- ③ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- ④ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

(2) 帰国後の留意事項について

飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間は衛生管理区域（家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号） 21 条の 2 第 1 に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。）に立ち入らないこと。農場主や従業員等がやむを得ず立ち入る場合には、洗髪・入浴・更衣等の適切な措置を講じた上で立ち入ること。

また、海外で使用した衣服及び靴等を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒及びその他必要な措置を講じること。

2 衛生管理区域への病原体の持込み防止の再徹底と消毒について

家畜の所有者に対し、看板の設置等により、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らないこと及び不要な物を持ち込まないことを徹底するよう指導すること。また、農場の従業員を含め、衛生管理区域及び畜舎に立ち入る場合や物品を持ち込む場合には、手指や靴等の消毒、その他必要な措置を実施するよう指導すること。

3 早期発見・早期届出の徹底について

家畜の所有者及び獣医師等に対して、口蹄疫等に特徴的な症状等を具体的に周知し、飼養家畜の毎日の観察を入念に行い、口蹄疫等の早期発見・早期通報に努めること、また、当該症状を呈している家畜を発見したとき等は、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所へ速やかに連絡することを徹底するよう指導すること。

4 連携体制の確認について

畜産関係者、市町村、関係機関、関係団体等との連携体制について、改めて確認を行い、緊急時の防疫措置に必要な人員や資材の確保、情報の共有等の防疫措置が迅速に講じられるよう整備状況を確認すること。

以上